

## 蒲郡市中間前金払制度の概要

蒲郡市では平成28年4月1日以後に契約を締結する「土木建築に関する工事」(※)を対象に、中間前金払制度を導入します。

※「土木建築に関する工事」とは土木工事、建築工事、電気工事、水道施設工事、機械設備工事などの建設業法に係る工事全般を言います。ただし、樹木管理や測量設計等の委託業務や修繕は対象となりません。

### 中間前金払制度とは

中間前金払制度とは、すでに前払金(請負金額の4割を限度)の支払いを行った土木建築に関する工事において、一定の要件を満たしている場合に、前払金保証事業会社の保証を条件に、請負金額の2割を追加して受け取ることでできる前金払の制度をいいます。

中間前金払は、部分払に比べて、手続が簡素化・迅速化され、工事代金の支払いまでの期間を短くすることができます。

### 対象となる工事

請負金額が300万円以上又は請負金額50万円以上かつ工期が150日以上土木建築に関する工事が対象となります。

### 中間前払金の割合

請負金額の10分の2以内の額とします。ただし、中間前払金と当初の前払金の合計額が請負金額の10分の6を超えてはならないものとなります。

### 中間前払金の支払条件

中間前払金は、既に前払金の支払いを受けている場合で、次の条件をすべて満たしているときに支払います。

- ① 部分払を受けていないこと。 ※部分払と中間前金払は何れか一方の選択性です。
- ② 工期の2分の1を経過していること。
- ③ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ④ 工事の進捗率が、請負金額の2分の1以上の額に相当していること。

注) 支払いには前払金保証事業会社の保証を受けることが必要です。

### 中間前金払の申請方法

ア 中間前金払認定請求書、実施工程表及び工事履行報告書を市の監督員に提出してください。

イ 市は前項の中間前金払の支払条件の①から④の要件すべてに該当するものであるか否かを審査し、妥当と認めた場合は概ね7日以内に中間前金払認定調書を受注者に交付し

ます。

なお、工事の進捗率が請負金額の2分の1に達しているか判断しがたい場合は、当該数値の根拠となる資料等を追加で求める場合があります。

ウ 受注者は市の交付した中間前金払認定調書を添えて前払保証事業会社へ保証の申込を行ってください。

エ 受注者は中間前払金支払依頼書に保証証書及び同約款、市所定の請求書、振込依頼書を添えて市の監督員に提出してください。

オ 市は14日以内に金融機関に中間前払金の入金を行います。入金先は前払金と同一の口座としてください。

### 手続きの流れ

